

経過措置が令和7年3月31日までの事項について

1 業務継続計画未策定減算

指定居宅サービス等基準及び指定地域密着型サービス基準に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとするものです。

※ 「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」に記載している対象サービスは、4月15日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の提出が必要であり、届出がない場合は「減算型」とみなされます。

◆ 基準上講ずるべき措置

- ・ 業務継続計画を策定し、従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
- ・ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行う。

2 身体拘束廃止未実施減算

事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定居宅サービス等基準及び指定地域密着型サービス基準に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数から減算することとするものです。

また、基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告する必要があります。

※ 「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」に記載している対象サービスは、4月15日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の提出が必要であり、届出がない場合は「減算型」とみなされます。

◆ 基準上講ずるべき措置

- ・ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たすこと）を記録する。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、新規採用時にも実施する。

3 介護職員等処遇改善加算

令和 6 年 6 月以降に加算 V(1)～V(14)を算定している事業所について、加算 V は令和 7 年 3 月までの経過措置区分であるため、令和 7 年 4 月以降は加算 I ～IVに移行する必要があります。

※ 該当事業所は 4 月 15 日までに、「処遇改善計画書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の提出が必要であり、届出がない場合は「なし」とみなされます。

4 多床室の室料負担

次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る基本サービス費について、室料相当額を控除するものです。

ア 介護老人保健施設

- ・ 当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が 8 以上であること。
- ・ 令和 7 年 8 月から令和 9 年 7 月までの間は、令和 6 年度において、介護保険施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）を算定した月が、介護保険施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり 7 か月以上であること。

イ 介護医療院（Ⅱ型）

令和 7 年 8 月以降、当該介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が 8 以上であること。

ウ （介護予防）短期入所療養介護

ア及びイを準用する。

※ 「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」に記載している対象サービスは、8 月 1 日までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の提出が必要です。